

いじめ防止基本方針

香川県立飯山高等学校

I 策定の目的、「いじめ」の定義

1 目的

本校の教育方針である「豊かな情操と未来を担う想像力を養い、社会の進展に積極的に対応できる心身ともに健全な人間の育成をめざす。」の考えのもとに、本校における「いじめ防止基本方針」について必要な事項を定めることにより、いじめの防止を総合的かつ効果的に図ることを目的とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

II 基本方針・いじめ防止対策委員会

1 基本方針

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるものであり、許されるものではない。このことを十分に理解したうえで、いじめ防止の対策に取り組む。
- (2) 「いじめは、どの生徒にも起こりうる問題である」という認識を持ち、その未然防止や早期発見などに組織的かつ計画的に取り組む。
- (3) 「いじめの防止」に全ての教職員で取り組むために、職員会議や学年団の会議等での情報交換・情報収集に努める。
- (4) 保護者や関係機関との連携を図る。また、必要に応じて、心理や福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

2 いじめ防止対策委員会

- (1) 上記の基本方針を実効的に推進し、いじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめ防止対策委員会を設置する。なお、委員会は校長を委員長とし、委員は以下のとおりとする。

委員長 校長
委員 教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、教育相談係長、養護教諭、
人権・同和教育主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- (2) いじめ防止対策委員会が円滑に運営できるよう、同委員会の下にいじめ防止対策実務部会をおく。なお、実務部会は校長を部会長とし、会員は以下のとおりとするが、必要に応じて他の関係する職員を加えることができる。

部会長 校長
会員 教頭、生徒指導主事、教育相談係長

Ⅲ いじめ問題への対応

1 いじめの未然防止について

いじめの未然防止を図るため、特に下記の事柄に留意し、全ての教育活動を通して、生徒の健全な成長に努める。

- (1) 「自ら学ぶ」生徒を育成する授業を行い、進路指導を充実させる。
- (2) 総合学科、看護学科の特色を生かした多様な学習体験を通して、豊かな情操や人間性を育む。
- (3) 部活動、ホームルーム活動、学校行事など特別活動を通して連帯感や協調性、相手の立場になってものごとを考えることができる心や態度を育む。
- (4) インターネット上での誹謗中傷等防止のために情報モラル教育を進める。

2 いじめの早期発見について

いじめを早期発見するために、アンケート調査と面談を定期的実施する。また、教職員は生徒の観察を怠らず、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめを認知するよう努める。もし、いじめの発見や申し出等があった場合、直ちに生徒指導主事と学年主任に報告し、以下のフローチャートにより適切に対応する。

- (1) いじめの発見時の対応について（別紙）

- (2) 重大事態発生時の対応について（別紙）

3 いじめの再発防止について

いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続し、被害生徒が心身の苦痛を感じていない等、いじめが解消していると判断できる場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、関係生徒の様子を注意深く観察するよう努める。さらに、いじめの再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が適切な措置を講ずる。

4 生徒・保護者、関係機関等への説明

基本方針については、保護者や地域住民がその内容を確認できるような措置を講ずるとともに、年度当初に生徒・保護者等に説明する。

5 学校評価による検証改善

基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

附則

- この方針は、平成26年 4月1日から施行する。
この方針は、平成30年 4月1日から施行する。
この方針は、令和 6年 3月1日から施行する。

(1) いじめの発見時の対応

【教職員の発見・生徒からの申し出等】

- ・直ちに、生徒指導主事・学年主任へ連絡



【事実の確認】（生徒指導部等）

- ・事情は、被害生徒・加害生徒の両方から、個別に聞く。その際、複数の教員で対応するとともに、両者からの聴取事項に矛盾のないよう、細部まで確認する。（女性の教員が聴取すべきケースもある）
- ・いじめを見ていた生徒がいれば、その証言から両者の証言に矛盾がないか照合する。必要に応じて、アンケート調査も実施する。
- ・加害生徒には、弁明の機会を与える。



【指導方針の検討】（いじめ防止対策委員会）

- ・実務部会で事実を精査・整理した上で指導方針の方向性を検討する。
- ・委員会で事実（行為の内容や結果の重大性等）に基づいて、指導方針を検討する。
- ・必要に応じて高校教育課等にも連絡する。



【特別指導の可否判断】（いじめ防止対策委員会）

- ・実務部会で特別指導実施についての方向性を検討する。
- ・委員会で特別指導の実施について、可否の判断をする。

(可)



【特別指導の具体的な内容について検討する】（生徒指導委員会）

- ・公平公正の理念において、具体的な指導内容を判断する。



【特別指導の具体的な内容について決定する】（校長）

- ・職員会議を経て、校長が決裁する。



【特別指導の実施】



【所属HRへ復帰】

- ・被害生徒と保護者への対応について留意する。

(否)

再発のないよう指導する



(2) 重大事態発生時の対応

次に挙げる場合には、重大事態として対処する。

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【教職員の発見・生徒からの申し出等】

- ・直ちに、生徒指導主事・学年主任へ連絡。



【高校教育課への報告】

- ・高校教育課に報告し、連携して問題に対応する。なお、いじめが犯罪として取り扱われるべきものであるときは所轄警察署と連携して対処する。



【重大事態の調査組織を設置】

- ・専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。



【調査組織が事実関係を明確にするための調査を実施】

- ・当該いじめ行為の事実関係について、先行して調査されている場合にも、可能な限り網羅的に明確にする。



【調査結果を高校教育課に報告】

- ・被害生徒や保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。



【調査結果を踏まえた必要な措置を検討する】



【被害生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供】

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(経過報告などを、適切な時間・方法で)
- ・関係者の個人情報に配慮する。